

総務財政委員会記録(No.4)

1 日 時 令和7年4月16日(水)

午前10時09分 開会

午前11時05分 閉会

2 場 所 第6委員会室

3 出席委員(10人)

委員長	村上幸一	副委員長	大久保無我
委員	吉村太志	委員	鷹木研一郎
委員	廣田信也	委員	村上直樹
委員	宇都宮亮	委員	永井佑
委員	小金丸かずよし	委員	伊崎大義

4 欠席委員(0人)

5 出席説明員

政策局長	小杉繁樹	総務部長	新山克己
大規模調査担当課長	竹内俊哉	政策部長	右田圭子
政策調整担当課長	岩寄政紀	DX・AI戦略室長	徳永篤司
DX・AI戦略室次長	樋口聡	総務市民局長	三浦隆宏
市民部長	中山賢彦	区政推進課長	富永麻子

外 関係職員

6 事務局職員

委員会担当係長	伊良皆公一	書記	西嶋真
---------	-------	----	-----

7 付議事件及び会議結果

番号	付 議 事 件	会 議 結 果
1	委員席について	別紙配席表のとおり決定した。
2	陳情第10号 「『核兵器禁止条約』への署名・批准を求める」意見書を、日本政府に提出することについて	継続審査とすることを決定した。
3	持続可能な都市経営のあり方について	政策局及び総務市民局から別添資料のとおり説明を受け、委員間で意見交換を行った。
4	行政視察について	各委員から行政視察先の提案を受け、視察先の優先順位を決定することとした。

8 会議の経過

（4月1日付人事異動に伴う人事紹介を受けた。）

（陳情第10号について文書表の朗読後、口頭陳情を受けた。）

○委員長（村上幸一君） 開会いたします。

まず、委員席についてお諮りいたします。

4月1日付の会派の異動に伴い、委員席は、現在着席のとおりとすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

御異議なしと認め、そのように決定いたしました。

本日は、陳情の審査及び所管事務の調査を行います。

初めに、陳情の審査を行います。

まず、陳情第10号、核兵器禁止条約への署名、批准を求める意見書を日本政府に提出することについてを議題とします。

本件については、議会に意見書の提出を求めるものですので、当局の説明は省き、委員からの意見をお受けいたします。意見はございませんか。永井委員。

○委員（永井佑君） 私から意見を述べさせていただきます。

核兵器禁止条約は、平成29年7月7日、122か国の賛成により、国際連合、国連で採択され、令和3年1月22日に発効しました。令和6年9月末時点で94か国が署名し、73か国が批准しています。本条約は、核兵器の開発、実験、製造、貯蔵、移譲、使用とその威嚇など、核兵器に

関わる活動を全面的に禁止し、核兵器廃絶を目指すとともに、被爆者や核実験被爆者への援助の責任を明記した画期的なものであると考えます。

昨年のノーベル平和賞に、日本原水爆被害者団体協議会が選ばれ、そのニュースは世界を駆け巡り、核兵器のない世界を願う全ての人々に励ましと勇気を与えています。核兵器にばく大な資金を費やし、核兵器で他国を威嚇するのではなく、国境を越えて協力し合う安全保障体制の構築が求められています。

核兵器禁止条約への不参加は、日本国憲法に掲げる平和主義の理念に反しています。また、核兵器による被害者への援助を定める核兵器禁止条約に、唯一の戦争被爆国であり被爆者援護法を定めた日本政府が大きく貢献しなければならないと考えます。

私は以前、被爆2世の方とお話をさせていただく機会がありました。その方が言われたのは、両親が原爆の被害に遭い、兄弟はがんなどの病で亡くなり、苦しんでいる、核兵器をなくすために活動しているということでした。平和な日本を願いつつ、今の日本を憂えていた発言でした。

本市は北九州市非核平和都市宣言を制定し、その宣言文には、人類共通の願いである平和な世界の実現、被爆国としての日本や原子爆弾の投下目標であった北九州市の役割、核兵器の廃絶と平和な世界の実現のための誓いを示しています。このことから、日本政府に核兵器禁止条約への署名、批准を求めることは北九州市議会として果たすべき使命であると考えます。私からは以上です。

○委員長（村上幸一君） ほかに御意見はございませんか。

ほかに意見がなければ、本件につきましては慎重審議のため、本日は継続審査にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

御異議なしと認め、そのように決定しました。

以上で陳情の審査を終わります。

ここで、次の議題に関係する職員を除き、退室を願います。

（執行部入退室）

次に、所管事務の調査を行います。

持続可能な都市経営の在り方についてを議題といたします。

本日は、行政区の在り方について意見交換を行うに当たり、区役所や出張所の現況等について当局の説明を求めます。政策調整担当課長。

○政策調整担当課長 地方自治法上の政令指定都市について御説明いたします。

初めに、1、指定都市の権能について御説明いたします。

(1) 法律上の解釈と運用についてを御覧ください。

同法第252条の19第1項において、指定都市とは人口50万人以上の市とされております。制度

当初は、大阪市、名古屋市、京都市、横浜市、神戸市のいわゆる5大都市のみでしたが、その後、昭和38年の北九州市から平成23年の熊本市まで、計20市が指定都市となっております。

指定を受けるに当たっては、人口要件に加え、既存の指定都市同様に、(2)に記載しております条文の事務を自ら処理する必要がある、また、これら全てを能率的に処理する能力を持たなければならないと考えられております。

次に、2ページ目の2、区の設置について御説明いたします。

本規定は、大都市における住民に身近な行政を円滑に処理するという配慮の下、制定されたものです。

(1) 法律上の解釈及び運用を御覧ください。

同法第252条の20第1項では、市長の権限に属する事務を分掌させるため、条例で区を設け、また、区の事務所や出張所を置くことが規定されております。区の事務所や出張所は、市長の権限に属する事務全般を地域的に分掌する機関であり、必ず指定都市の全域を画して区を設け、区の事務所を設置しなければなりません。

(2) 条文を御覧ください。

続く同条第2項では、事務所や出張所の位置、名称、所管区域だけでなく、その分掌事務も条例で定めることとされております。また、同条第3項では、区長を置くこと、第4項では、区長や出張所長には市職員を充てることが定められているほか、ここには記載しておりませんが、第5項以降では、選挙管理委員会や地域協議会、地域自治区に関する規定が定められております。

以上で説明を終わります。

○委員長（村上幸一君） DX・AI戦略室次長。

○DX・AI戦略室次長 今後、DXにより区役所に行かなくて済む業務について御説明いたします。

区役所の業務のうち、オンライン申請など、区役所に行かなくて済む手続の主な事例を記載しております。例えば、市民課の黒丸になりますが、転出届のオンライン申請や各種証明書のコンビニ交付等が可能となっております。また、今後オンライン化を行う予定としては、主に市民課の白丸にあります出生届や、国保年金課の国民健康保険の加入、脱退等の手続がございます。

今後、DXにより区役所に行かなくて済む業務についての説明は以上となります。

○委員長（村上幸一君） 大規模調査担当課長。

○大規模調査担当課長 北九州市の将来推計人口について御説明いたします。

資料の2ページを御覧ください。初めに、直近の推計人口について御説明いたします。

2025年、令和7年3月1日現在、推計人口は90万4,461人で、対前年同月比7,847人の減となっています。北九州市では、1979年、昭和54年の106万8,415人をピークに、人口減少が続いて

います。

資料の 3 ページを御覧ください。次に、北九州市の将来推計人口について御説明いたします。

将来推計人口については、本市独自の将来推計人口を算定していないため、国立社会保障・人口問題研究所の日本の将来推計人口令和 5 年推計を基に御説明させていただきます。

同研究所の日本の将来推計人口令和 5 年推計によると、北九州市の 2050 年将来推計人口は 72 万 8,898 人です。

資料の 4 ページを御覧ください。続きまして、区別の将来推計人口の推移について御説明いたします。なお、国が示している将来推計人口の最小単位は行政区となっています。

グラフの上から 4 番目、門司区の 2050 年、令和 32 年の将来推計人口は 5 万 6,667 人です。グラフの上から 3 番目、小倉北区は 15 万 9,049 人、グラフの上から 2 番目、小倉南区は 16 万 8,463 人、グラフの上から 5 番目、若松区は 5 万 8,706 人、グラフの上から 6 番目、八幡東区は 4 万 4,746 人、グラフの一番上、八幡西区は 19 万 9,303 人、グラフの上から 7 番目、戸畑区は 4 万 1,964 人です。

資料の 5 ページを御覧ください。2020 年、令和 2 年から、2050 年、令和 32 年における各区の将来推計人口の推移を表にまとめておりますので、御参照ください。

北九州市の将来推計人口についての説明は以上となります。

○委員長（村上幸一君） 区政推進課長。

○区政推進課長 区長の権限、区が権限を持つ事務事業、区役所の予算、職員数、来庁者数、主な業務、出張所の予算、職員数、来庁者数、主な業務、区役所の庁舎の年間の維持管理費、出張所庁舎の年間の維持管理費について、順に御説明いたします。

まず、区役所の事務について御説明いたします。

資料を御覧ください。

区役所では、市民の皆様の生活に密着したサービスを提供する事務を行っておりますが、区に持たせる機能、区長の権限には、法律で区や区長が処理すると定められている事務と、市長の権限に属する事務を分掌するものがございます。法律で区や区長が処理すると定められている事務には、住所や戸籍の届出、証明などの窓口サービスや、選挙関係などの事務がございます。これらは個別の法律の中で、区や区長が処理することと定められております。

一方、その他の事務につきましては、市長の権限に属するものを分掌しているものでございます。どの事務を分掌させるかは市長の裁量に委ねられているため、各指定都市における区役所の事務事業の内容は異なっております。

次の資料に移ります。本市の具体的な事務事業について御説明いたします。

区役所の課ごとの主な業務を示させていただいております。区では、区の災害対策に関することや、自治会、まちづくり協議会などの地域コミュニティの支援に関すること、住所や戸籍の届出や証明に関すること、国民健康保険、後期高齢者医療、介護保険に関すること、生活

保護に関する事務などを行っております。出張所では、区役所が行う事務のうち特に市民生活に密着したもの、住民票、戸籍、保健福祉、国民健康保険などの事務を行っております。

次の資料に参ります。次に、区役所、出張所の職員数及び窓口事務取扱件数について御説明いたします。

令和6年4月1日時点での区役所、出張所の職員数は、合計で1,725名となっております。

区役所、出張所の来庁者数については、区政概要で公表しております市民課及び出張所の窓口取扱事務件数をお答えさせていただいております。拠点ごとの処理件数は、小倉北区役所が約16万4,000件、次いで小倉南区役所が約11万4,000件、八幡西区役所が約11万件となっております。残りの4区につきましては、人口規模も比較的少なく、4万件台の処理件数となっております。

次の資料に参ります。次に、区役所及び出張所の維持管理経費などについて御説明いたします。全て令和5年度決算の金額でございまして、各区の経費には出張所の経費を含んでおります。区役所及び出張所の電気、ガス、水道、清掃、警備、管理などに係る維持管理経費は、年間で約9億円となっております。修繕や改修などの経費は約2億6,000万円です。この経費には、壁面の改修や空調設備の改修などの大規模改修や、トイレの改修などの小規模なものも含まれます。区によって金額に違いがございますのは、危険度などにより優先順位を定め、計画的に改修を行っているからでございます。

また、区役所裁量経費は年間で約1億2,000万円となっております。この予算は、区の特色あるイベントの開催や区役所の環境整備などを目的としたものでございます。主に、まつりみなみや戸畑祇園などの区を挙げて実施する大きな事業や、地域づくり活動やイベント支援などに活用しております。そのほか、区に配当される予算としては、各局から配分される事務事業費として、例えば生活保護費の支給に係る費用などがございます。

資料の説明は以上でございます。

○委員長（村上幸一君） 御説明ありがとうございました。

今、行政区の在り方について、私から各局に資料を求めて御説明いただいたところであります。私のお願いした部分があつて、皆さん方がそろえてもらうべき資料もあったかもしれませんが、それはまた後日の委員会の中で資料要求をしていただければと思っておりますが、今日のところは今頂いた資料に基づいて委員間で意見交換を行いたいと思っております。本市の状況に関する所感とか本市で取り組むべき課題などについて意見交換を行います。

なお、今回は所管事務調査の一環ですので、委員間での意見交換を行うものです。執行部に対する質問については、あくまでも事実確認とか分からないこと、そういったことについて必要な範囲でお尋ねするようにしていただきたいと思います。

それでは、意見等あれば発言をお願いいたします。伊崎委員。

○委員（伊崎大義君） 執行部にも質問はしてもいい。

○委員長（村上幸一君）今説明した資料についての質問は結構です。

○委員（伊崎大義君）はい。じゃあすみません、伊崎です。今の御説明で、もし御存じであれば教えていただきたいんですけど、まず将来の推計人口について、最小単価が行政区、これは国の国勢調査だとそうなっていると思うんですけど、過去に私がインターネットで見たものだと、平成22年の国勢調査を基に地区単位で将来人口を推計しているものがあつたんです。これは多分、市の方が作られている資料で、平成52年の人口分布を分析されていて、それは恐らく独自推計されたんじゃないかなと思うんですけども、現在でも実施をしようと思えば可能なんでしょうか。

○委員長（村上幸一君）大規模調査担当課長。

○大規模調査担当課長 今現在は、先ほど説明させていただいたように、国立社会保障・人口問題研究所の将来推計人口というのが非常に有用であると考えているということで、現時点では独自で将来推計人口を作成するという予定はないところです。

○委員長（村上幸一君）伊崎委員。

○委員（伊崎大義君）この平成22年に算出されたものは、これは把握はされていますか。

○委員長（村上幸一君）大規模調査担当課長。

○大規模調査担当課長 すみません、今手元に資料がないので、把握はしていません。

○委員長（村上幸一君）伊崎委員。

○委員（伊崎大義君）後ほど、私が見つけたものをお送りするので、これがどういう経緯で出てきたものか、今後もし算出が可能であれば、これは即有用なお話かなと思っていて、特に先ほど資料で頂いた中で、2050年に門司と若松の人口が逆転していて、これがどういう背景があるのか、多分さらに細かいメッシュで見ないと分からないお話だと思うので、委員間の議論を深めていくためにも、より細かいメッシュの人口の将来推計が出せないかどうかは御相談させていただけたらなと思っています。

あともう一つだけ、区役所の所管事務について、市長の権限を分掌するものも認められているということなんですけど、例えば今後、区の権限を拡大していく中で、区長を公選によって選挙で選出することとかも可能だったりするんでしょうか。

○委員長（村上幸一君）政策調整担当課長。

○政策調整担当課長 自治法上、先ほど私が説明したとおり、市の職員を区長に充てるということがされており。大阪のほうで例があるように、区長を公募している例もございます。条例で、区長は公選で公募するということを規定すれば、公募することは可能となります。以上です。

○委員長（村上幸一君）伊崎委員。

○委員（伊崎大義君）ありがとうございます。

よく自治体の行政の研究ではニア・イズ・ベターという言葉が使われて、近ければ近いほど

いいと、そこに権限をできるだけ落とすようにしたほうがいいという議論が多い中で、区長の在り方とかも含めてぜひこの所管事務調査では議論できたら、より行政区の在り方についても将来的な未来志向の議論ができると思うので、ほかの委員さんにもぜひそのあたりの視点も含めて今後いろんな議論ができたらなと思っております。私からは以上です。

○委員長（村上幸一君） そのほかにありませんか。吉村委員。

○委員（吉村太志君） まず、執行部の皆さん、ありがとうございます。いろんな資料をそろえていただきました。そしてまた、委員長もいろいろ要望していただき、この行政区の再編というのは、今こうやって数字を見たときに、やはり今ここで我々もしっかり議論をしていかないといけないなということを強く感じました。

その中で、今からじゃあこの北九州市、5市合併したところで、すごく広い地域、土地柄であって、その中をどのように再編していくのかということも考えなければいけない。その中で今一つ課題になっているのが、やはり地域の問題。今、御存じのように、町内会、自治会がありますが、この自治会の加入率が昔は大体7割8割ありました。だけど今実際に、蓋を開けたら5割を切っているというような地域もあります。じゃあそのときに、行政区だけ再編をすることによって地域の市民の皆さんが取り残されないような、そういったことも我々は今後考えてしっかり議論をしていかなければいけない。ただ行政区の、便利になった中で財源も確保していかないけんから、こうやってちょっとスマートにしていきます、それだけではなく、やっぱり今北九州市に住んでいる皆様方が便利で暮らしやすいようにやっていくためには、これからどのように議論をしていかなければいけないのかなっていうのを私は強く感じました。

ただし私も、行政区はやっていかなければいけないものだと思っております。そうしないと、市民への十分な行政サービスもできません。だから、どういった形で市民の皆さんが十分にこの町に住んでよかったと思えるような行政サービスができるか、そういったものを今後の我々の課題として、これからまた議論をしていかなければいけないのかなと思います。そこら辺しかまだ、私は今この資料を見ながら思ったんですけど、とにかく今から私たちがやらなければいけないのは、この町を未来につなげていく。70万人になるかもしれませんが、少しでも多くの人たちがまた集まる、そしてまた、70万人になってもこの町でしっかり皆さんが暮らしていけるような、そんな議論を今後皆さんと共にさせていただければと思います。これは私の意見として、今日は委員間の、委員同士の話ということで、私も少し自分の意見を言わせていただきました。以上です。頑張っていきましょう。

○委員長（村上幸一君） そのほかに何か御意見ございませんでしょうか。鷹木委員。

○委員（鷹木研一郎君） 先ほどの行政サービスにも関連するかと思うんですけども、今いろいろ資料を見させていただきまして、市内に7つの行政区がありますけれども、職員数がどれくらいというのもよく分かりました。ただ、人口も面積も大小様々でありますので、いわゆる市民サービスについて、市内で不均衡というものは目立ったものはないのかということをお伺

いさせていただきたいと思っております。

それと、行政区の再編ということでありまして、昭和49年に北九州市は一度、行政区を再編しております。当時の八幡区と小倉区を、八幡西区、八幡東区、小倉北区、小倉南区に分離したんですけれども、そのときのプロセスとか背景とか、こういったものがあつたかということをお伺いさせていただきたいと思っております。

あと最後、先ほど大阪の話が出ましたけれども、2015年、平成27年と、2020年、令和2年、大阪市が政令市を廃止して、いわゆる大阪都構想という史上最大の住民投票を2度行いました。これは政令市を廃止して大阪市の財源とか権限を大阪府に移管するものであつたと私は記憶しております。で、東京のような特別区を設置するということであつたんですけれども、政令市を廃止するという事で、大変大きなハレーションがありました。私も現地に2度入りまして、大阪都構想、政令市解体に反対の立場からいろんな活動もさせていただきました。僅差ではありましたが、大阪都構想、いわゆる大阪市廃止の条例は否決されて、今現在に至っているんですけれども、私は大阪市だけでなく、政令市を廃止するといったようなことは絶対あつてはならないという考えの下から今でも活動させていただいておるんですけれども、その後大阪市の、大阪都構想が否決されて、総合区というものを今進めようとしていると聞いております。今この大阪が進めておられます、総合区について何らかの情報があれば、参考までにお聞かせをさせていただきたいと思っております。以上です。

○委員長（村上幸一君） 鷹木委員、質問は3つですね。

○委員（鷹木研一郎君） はい。

○委員長（村上幸一君） 一番最初の分をもう一度。

○委員（鷹木研一郎君） 市内に7つ行政区がありますけれども、先ほど職員数とか、あと事務取扱量とかを教えていただいたんですけれども、面積も人口もばらばらですんで、住民サービスに不均衡はないのかということが一番初めにお聞かせいただきたいと思います。

○委員長（村上幸一君） じゃあ今3点ありましたんで、順番に答えていただきたい。区政推進課長。

○区政推進課長 まず、市民サービスの不均衡について及び昭和49年の分区の際のプロセスについて御回答いたします。

まず、行政サービスの不均衡についてでございます。

私ども、区の人口規模や面積によってサービスの不均衡が生じることがあつてはならないと考えております。これまでも、区の規模や各行政施設までの適正距離を考えて、おおむね30分以内で区役所・出張所へアクセスできるよう区役所や出張所を配置し、市民の皆様の利便性を確保してきたところでございます。また、近年は、コンビニエンスストアでの端末の利用などで住民票などの各種手続のオンライン申請など、時代の変化に合わせた市役所DXの取組も推進し、新たな行政サービスにより利便性の向上を図っているところでございます。

次に、昭和49年の分区の際のプロセスについてでございます。

昭和49年の分区は、人口や面積を含め行政水準の均質化を図るため、小倉区、八幡区をそれぞれ分区したものでございます。昭和40年、北九州市長期総合計画を策定し、行政区再編の必要性などが示されてから、分区の実現に至るまで、約10年の期間を要しております。

プロセスとしましては、まず市の長期総合計画において、行政区の再編成に向けた検討の必要性を記載しております。それから、昭和40年から昭和48年にかけて、市議会において、区の実態の把握や行政区再編の必要性などについて調査研究を行う特別委員会が設置されております。また、並行いたしまして、昭和42年、附属機関である北九州市行政区調査会を設置し、行政区再編案の策定について諮問を行っております。そういった経緯を経まして、調査会の答申した再編案などについて、市議会特別委員会の審議を経て関係条例の整備などを行い、昭和49年の分区に至ったところでございます。以上でございます。

○委員長（村上幸一君） 政策調整担当課長。

○政策調整担当課長 総合区についてのお尋ねにお答えいたします。

総合区なんですけど、自治法の改正、平成28年4月1日なんですけども、自治法改正により新たに新設された制度です。指定都市の市長が持つ権限の一部を総合区長に執行させるという制度で、総合区を置くかどうかというのは各指定都市が条例で定められるという制度でございます。

お尋ねの大阪市の状況なんですけども、あくまで報道やホームページの情報にはなるんですが、大阪都構想が否決された後に、24区、今大阪市にはあるんですけども、これを8つの総合区に分けてはどうかという案が出ていると聞いております。ホームページ等で確認するところなんですけど、今具体的な進捗というのは正直不明でございます。

この総合区を導入している指定都市というのは全国まだ一つもありませんので、大阪も含めて引き続き情報収集をしてまいりたいと思います。以上でございます。

○委員長（村上幸一君） 鷹木委員。

○委員（鷹木研一郎君） ありがとうございます。これから我々が議論を深めていく上で大変参考になりました。

行政区の再編ということになりますと、市議会が特別委員会をつくってそこで議論されるということなんですけれども、我々は非常に重大な決断をしなくてはならない場面がもしかするとそういったときには来るのかなと思っています。どこの区を分けるとか、どこの区をひっつけるとか、どういった地域にするとかということを考えるときに、アイデンティティーとかもあると思っておりますし、例えば小学校の統廃合だけでも本当に骨が折れる作業であると思っておりますし、昭和49年に八幡と小倉の分区についてもそれだけの背景があったということが今日よく分かりました。本当に非常に重たい所管事務調査でありますので、委員の皆様と一緒にしっかりとこの1年間議論できるように私も勉強してまいりたいと思います。ありがとうご

ざいます。

○委員長（村上幸一君） そのほかに御意見ございませんか。宇都宮委員。

○委員（宇都宮亮君） 宇都宮です。よろしくお願いします。

D X化が今すごく進んでいると思うんですけど、この案件に関して、D X化、スマートシティー化というのは大変重要な問題になってくると思うんです。その中で1点質問したいのが、今D Xで申請できるいろんなものがあると思うんですけど、そのオンライン化率、申請件数ベースでいいんですけども、そのオンライン化率を教えてください。100取扱いできるものがあるとしたら、そのどれが何%オンライン化できているのかというのを数字で教えてもらえたらうれしいです。それに対するオンラインの利用率というのもあれば教えてもらえるとありがたいです。以上です。

○委員長（村上幸一君） D X・A I 戦略室次長。

○D X・A I 戦略室次長 オンライン申請に関する件数についてお問合せがございましたので、そちらにお答えいたします。

まず、オンライン化可能な手続としまして、その中でオンライン化済みの件数になりますけども、申請件数ベースとなりますけども、約351万件となっております。この351万件のうち、オンライン申請件数として手続されているものに関しましては、両方とも令和5年の実績となりますけども、約150万件となっておりますので、率としましては約4割という形になっております。これはあくまでオンライン化可能対象というところが今回の件数になっております。以上でございます。

○委員長（村上幸一君） あと、オンライン化率、それと実際の件数も。

○委員（宇都宮亮君） 利用率。

○委員長（村上幸一君） 利用率ですね。D X・A I 戦略室次長。

○D X・A I 戦略室次長 先ほどの令和5年度の申請件数に対する率ですけども、351万件に対して150万件オンラインで申請しているということになりますので、全体の約4割ということになっております。以上でございます。

○委員長（村上幸一君） 利用率、いいですかね、それで。宇都宮委員。

○委員（宇都宮亮君） その利用率は分かったんですけど、今区役所が取り扱っているいろんな手続があると思うんですけど、その手続の中で、法令上不可能な、ちゃんと窓口じゃないといけないような手続も幾つかあると思うんですけど、それを除いた、もうD X化、オンライン化できている手続、できない手続とできる手続、オンライン化率がどれだけ進んでいるかっていうパーセンテージが欲しいです。

○委員長（村上幸一君） D X・A I 戦略室次長。

○D X・A I 戦略室次長 申請件数ベースでオンライン化されているものの数としましては、約83%となっております。以上でございます。

○委員長（村上幸一君） 宇都宮委員。

○委員（宇都宮亮君） ありがとうございます。以上です。大丈夫です。

○委員長（村上幸一君） その他御意見ございませんでしょうか。大久保委員。

○委員（大久保無我君） 今の宇都宮委員の質問に1個付け加えて聞きたいんですけど、83%がD X化できるものだと、残り17%は窓口でないと申請できないという理解でいいんですかね。

○委員長（村上幸一君） D X・A I 戦略室次長。

○D X・A I 戦略室次長 お答えしましたのは、あくまでオンライン化可能な手続全体というのがベースになっておりまして、その中のオンライン化済みの手続というものが83%となっております。なので、そもそも対象から、オンライン化できないもの、例えば婚姻届など、法令上できないものがいろいろとございますけども、そういったものは対象から外しているという状況でございます。以上でございます。

○委員長（村上幸一君） 大久保委員。

○委員（大久保無我君） 多分、宇都宮委員が言いたかったのは、区役所全体の業務の中で窓口申請するものの中でオンライン化できないものも含めたものを100%としたときに、オンライン化できるものが何%で、できないものが何%なのかっていう質問だったと思うんですよ。というふうなことを聞きたかったんじゃないかと思うんですよ。そこは分かりますでしょうか。

○委員長（村上幸一君） D X・A I 戦略室次長。

○D X・A I 戦略室次長 オンライン化できないものの率としては、細かい数字が今手元にございません。率として全体業務ということで把握というのはできていませんので、そういった数字は手元にございません。以上でございます。

○委員長（村上幸一君） 大久保委員。

○委員（大久保無我君） またじゃあ分かったら教えてください。

同じような話で、今日出していただいている資料の中で、今後D Xにより区役所に行かなくて済む業務というのがありまして、黒丸が導入済み、白丸が導入予定ということになってくるんですけど、これが要は全てのものがD X化されてきたときに区役所に行かなくてよくなるということになると思うんですけど、今、来庁者数というか区役所に来ている人の人数があると思うんですけど、これがどのくらい変化が今後起こってくる、例えばこの5年間の間に区役所に来る人間はこのくらい減っていきますよとかというのは大体見通しというのは立っていたりするんでしょうかね。

○委員長（村上幸一君） D X・A I 戦略室次長。

○D X・A I 戦略室次長 来庁者ということで、ここで私が申し上げるのは全ての来庁者というわけではなく、あくまでオンライン化対象となる方々の利用という形ですけども、そうした方々による利用によって、そのオンライン化された手続で窓口に来られる方の来庁者数が約半減になるような形で今取り組んでいるところでございます。以上でございます。

○委員（大久保無我君）分かりました。以上です。

○委員長（村上幸一君）よろしいですか。

○委員（大久保無我君）はい。

○委員長（村上幸一君）そのほかにございませんか。永井委員。

○委員（永井佑君）1点だけ。市長に裁量が委ねられている事務があるという記載があるんですが、この中にも、国保、介護、区のまちづくり等ということがあるんですが、これは局のほうでこれとこれとこれとこれとこれですという一覧というか、定められているもの、定めているもの、整理はされているのでしょうか。

○委員長（村上幸一君）区政推進課長。

○区政推進課長 区が取り扱う事務というのが、個別の法律で、例えば住民票だったり、指定都市においては区長が市長の代わりにこの事務をしますよというものの以外は全て区が、市長の権限に属するものを区に分掌しているものということになっております。また、地方自治法の改正により、区が取り扱う事務というのは一応一覧で、大きなくくりではあるんですが、こういったことを区がしますよというのは条例で定めております。

他の指定都市との比較でございますが、区役所が所管する事務事業というのが、基本的には、地域振興、市民、子育て、高齢者や障害者支援などを基本としております。その他の土木部門、保育所、税、産業などを区役所の事務とするかどうかで各都市の違いが出ているところでございまして、北九州市は土木部門、保育所の所管部門などを区役所の事務としているところに特色がございます。以上でございます。

○委員長（村上幸一君）永井委員。

○委員（永井佑君）各自治体、政令指定都市で違うという説明があったと思うんですけど、今後の勉強の参考にもなるのでぜひ一覧を出していただきたいと思いますが、所管事務調査でも出していただけるんですかね、そういうの。

○委員長（村上幸一君）委員会でもた所管事務調査をしますので、そのときに資料を出してもらうってことでいいですか。

○委員（永井佑君）はい、お願いします。あともう一点。

○委員長（村上幸一君）どうぞ。永井委員。

○委員（永井佑君）先ほどほかの委員の方からも出ましたが、区長を公募する自治体もあるということなんですけど、もしその公募された区長であっても、この権限、市長の権限に属する事務を分掌するものという、ここは変わらないんですかね。市職員が区長になる場合と、公募された方が区長になる場合に、その方針というか、そこの権限は変わらないのでしょうか。

○委員長（村上幸一君）政策調整担当課長。

○政策調整担当課長 法律上の解釈になるんですが、自治法上、先ほど、区長は職員をもって充てるということになっております。条例で定めて、この職員を選考により任期を定めて採用

することができるという規定がありますので、先ほどお話しした大阪市の事例では、この規定を条例で定めて、区長の任用は公募によって行っているところです。なので、結局区長は職員として採用されますので、制度上は分掌させることは可能かと思います。あとは、条例でどう定めるかになるかかと思っています。以上です。

○委員（永井佑君） 分かりました。以上です。

○委員長（村上幸一君） ほかに御意見等ございますか。D X ・ A I 戦略室次長。

○D X ・ A I 戦略室次長 すみません、オンライン化率につきまして訂正をさせていただきます。先ほどオンライン率として80%と申し上げましたけども、これは市全体の対するオンライン化率でございまして、区役所ベースになりますと、区のオンライン化率は申請ベースでいくと67%となっております。以上でございます。

○委員長（村上幸一君） よろしいですかね。その他御意見ございませんでしょうか。

今回、所管事務調査に関してですけど、行政区の在り方についてということで、これから人口も減っていく中でまた行政コストの問題も出てくると思います。ただ、D X も進むことで市民サービスを維持しながら、行政区の在り方をどう考えていくのかということをお願いいたします。

それで、今日の資料を見た所感で結構ですので、できましたら、あと御意見いただいていない3名の委員の皆さんからも一言、資料を見た中での御意見で構いませんので、いただければありがたいと思っておりますが、まずは村上直樹委員、いかがでございましょうか。

○委員（村上直樹君） 意見ですね。いや、私もですけど、今言われたように、市民サービスが低下しないようにってことだったんで、市長がしきりに100万100万って以前言っていたんですけども、推計を見てみると、間違いなく70万ぐらいまでになるとか、本当にこれが25年後に70万になるかというのはまだ分からないんですけども、70万になったとしても市民サービスが低下しないような政策もこれから転換していく必要があるのかなというふうに私はすごく感じてはいます。以上です。

○委員長（村上幸一君） ありがとうございます。それでは、廣田委員、いかがでしょうか。

○委員（廣田信也君） よろしくお願いたします。

やっぱりすごい大きな問題でもあって、今後慎重に検討していかなければいけないことだと思うんですが、やっぱり話し合いをしていくことはすごく意義があることだなと感じております。

あとは、先ほど村上直樹委員もおっしゃったんですが、行政サービスの低下が起きないようにというのがやっぱり気になっていまして、今後の資料として先の分で頂けたらと思うんですが、自分が気になっているのは距離的なところ、今この資料だけ頂くと、数字ベースで話がどうしても進んでしまう傾向があるのかなと思ったので、要は過疎地の方でもある程度できるように、D X 化ももちろん大事ではあるんですけども、御年配の方とかはD X 自体の意味が分からない方というのもやっぱりいらっしゃるんで、そういった方が御不便にならないよう

な。それで、要望としては、地理的なもの、地図みたいなものがもしあれば、北九州市の地図に、ここに何の出張所があってというのが分かるような資料を今後頂けたら、そういったところも参考にできるんじゃないかなと思ったので、これは要望でお伝えさせていただきます。

あと、北九州市は5市合併ってというのが一番最初にあったと思うので、そういったところに思いが強い方もいらっしゃると思うんですけども、ただ、これからもまた新しい北九州市をつくっていくために、そういったところの御意見とかもうまく折衷しながらまちづくりできたらいいなと思ひまして、意見とさせていただきます。以上です。

○委員長（村上幸一君） 廣田委員ありがとうございます。それでは、小金丸委員お願いします。

○委員（小金丸かずよし君） 小金丸です。どうぞよろしくお願いいたします。

今、各委員様からお話がありましたように、私も行政区の再編は待ったなしで、各地域、また各区の特色を生かしながらどう再編していくかというのが非常に大きな問題だと痛感しております。その中で、2050年を想定した場合に、今70歳代の方、80歳代の方、そして今生まれたばかりの世代、そういったものを想定すると、やはりDX化は非常に大きなツールというか手段として見込むべきだと思います。実際に今、70歳代の方もデジタルが使える方が非常に増えておりまして、また、私がやはり必要だなと感じるのは、学校教育の中にそういった行政窓口の使い方の授業のようなものも必要んじゃないかなと思います。恐らくこの数値の中でも、役所を利用している方、利用していない方というのは本当に真っ二つに、真っ二つというか、利用されていない方は全く利用されていないと思うんですよ。やはり人が取り残されないようなまちづくりが必要になってくるかと思います。また、各区の特色も生かしつつ、再編した想定の中でも特色はどうか消さないように、慎重に進めないといけない部分かなと思います。

また、今、転入超過で人口が増えているという動きもありますが、今年ですかね、国勢調査がまた実施されるということで、令和2年の統計とも違う予測がされてくるかと思います。その件も踏まえて、私たちに課せられた任務も非常に重いものだと思いますので、しっかりと役目を果たしていきたいと思っております。私からは以上です。

○委員長（村上幸一君） ありがとうございます。ほかに御意見はございませんでしょうか。大久保委員。

○委員（大久保無我君） 最後に1個教えてください。皆さんが行政サービスの低下ということを心配されている話があったんで、聞かせていただきたいんですが、出張所の能力というか、さばける、出張所の存在というのは区役所とほぼ同等なのか、窓口業務としてですね。窓口業務の量としては、要は絶対区役所に行かないと、例えば八幡西区だったら八幡西区役所に行かないと絶対できないことと、例えば上津役出張所でできること、どのくらい差があるのかということがもし分かれば教えていただけたらと思うんですけど。

○委員長（村上幸一君） 区政推進課長。

○区政推進課長 出張所で処理できる業務についてでございます。出張所で処理する業務は、

基本的なものに限らせていただいております。市民課系の届出などでしたら、ほぼ全ての届出は受け付けることができるんですが、保育所の、保健福祉関係の相談業務などにつきましては、区役所の窓口でしか受付できないものなどもございます。以上でございます。

○委員長（村上幸一君） 大久保委員。

○委員（大久保無我君） それは別に法的な縛りとかじゃなくて、北九州市としてこういうふう
に判断しているということですよ。どこまでなのかですね。

○委員長（村上幸一君） 区政推進課長。

○区政推進課長 はい、北九州市で定めております。

○委員（大久保無我君） 分かりました。以上です。

○委員長（村上幸一君） そのほかに御意見ございませんか。永井委員。

○委員（永井佑君） この区の関係、これからのまちづくりに関しては、市として、市議会としても広く市民の声を聞く必要があると思います。どんなことであっても、市民一人一人全員に関わるようになってきますから。それで、例えば市として市民に直接、パブコメではなくて、市民に直接話を聞く機会をつくろうと思えば、どのような方法が想定されるのでしょうか。

○委員長（村上幸一君） 区政推進課長。

○区政推進課長 行政区再編について市民の意見を聞いたことが、平成28年1月に市政モニターアンケートという形で取っております。ちなみにその際の答えになりますと、区役所における行政サービスについてという項目でアンケートを実施いたしまして、回答者の方の約4分の3が区割り現状のままでよいという回答をいただいておりますが、今後また議論が深まっていく中、具体化していく中で、また市民の皆様の御意見を聞くことも検討していきたいと思っております。以上でございます。

○委員長（村上幸一君） 永井委員。

○委員（永井佑君） アンケートだけですか。

○委員長（村上幸一君） 区政推進課長。

○区政推進課長 アンケートのみでございます。

○委員（永井佑君） 分かりました。

○委員長（村上幸一君） よろしいですか。

○委員（永井佑君） はい。

○委員長（村上幸一君） その他ございませんか。

今いろいろと委員の皆様からも御意見いただきまして、行政区の在り方を今後どうしていったらいい、人口減少、そして行財政改革を進めていく中で、またDXが進んでいく中で、区の在り方というのを考えていきたいと思っておりますが、今日意見の中で、総合区、新しい論点もありますし、区長の公募のこととかもありました。あと、市民サービスを低下させないことは非常に重要なことだと思いますので、そういったことについてもまた資料を頂きながら、今後

さらに委員間討論、所管事務調査を進めてまいりたいと思っております。

今日のところは以上で終了させていただきたいと、意見交換を終わらせていただきたいと思います。皆さん御意見そのほかよろしいでしょうか。

じゃあこれで意見交換を終わります。

ここで執行部の説明員の退室をお願いいたします。

(執行部退室)

それでは、行政視察についてお諮りしたいと思います。

行政視察については、所管事務の調査に資するため、先進的な取組を行っている都市や、その取組が今後の本市の行政に役立つと思われる都市などを中心に実施したいと考えております。一般的には、常任委員会で年に1回、行政視察は大体2泊3日、例年やっていますので、ぜひ委員の皆様には調査事項に適した視察先の案を御提案いただいて、正副委員長案としてお示ししたいと思います。その案の中から、皆さんの御意見を伺い、受入れ交渉等を行うため、視察先の優先順位を決定したいと考えております。皆さん、行きたいところはあると思いますが、2泊3日の中ですから、あまり距離が離れると行きにくいという現実的なこともあるし、相手の受入れの問題もありますので、なかなか御要望のことが全て満たされることはできないかもしれませんが、その辺は御了承願いたいと思います。これに御異議はありませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり。)

ありがとうございます。御異議なしと認め、そのように決定いたしました。

視察先の案につきましては、4月25日までに皆様それぞれの案を、市町村の名前とどういった内容かといったことを事務局に提出をお願いしたいと思います。

ほかになれば、本日は以上で閉会いたします。

総務財政委員会 委員長 村上幸一 印